

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## カンボジア質問状原稿(0917) 工業財産局

### <工業財産局向け質問>

#### 【1】出願権利化に関する質問

##### I. 庁の体制について

55.(1) 特許、意匠で各担当審査官は何人おられますか。審査官はどのように育成されていますか。審査官は海外で研修を受けておられますか。

56.(2) 2015年5月に初めて特許登録が許可されたとのことですが、特許の技術分野と成立までの経緯を教えてください。

57.(3) 2015年1月23日にシンガポール特許庁プレスリリースによると、貴局との Memorandum of Understanding を締結されていますが、この Memorandum に従えば、どのような経緯で登録されるのでしょうか。

58.(4) 特許、実用新案証、意匠について、権利化までの期間はどのくらいと見込まれるのでしょうか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

59.(5) 他国の審査をどのように利用しておられますか(特許庁間の DB 利用、出願人に提供を要請等)

60.(6) 今後自国で実体審査を行う計画はありますか。審査基準は用意されていますか。存在するなら公開されていますか。

## 【2】その他の事項

### I. データベースについて

61.(7) カンボジアに出願されている特許出願・登録特許について、公報は発行されておりますでしょうか。発行されていない場合、どのような形で公開されているのでしょうか。また、包袋を閲覧することは可能ですか。電子化されたデータベースの計画等もございましたら教えてください。

### II. 法制度について

62.(8) 現時点での知的財産権に関する法律、施行規則について教えてください。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### III. 強制実施権について

63.(9) 強制実施権について、工業財産法第 56 条から第 63 条の規定がありますが、実施希望者側から申請する手続があるのでしょうか。あるいは政府主導で設定されるのでしょうか。

64.(10) 特許権者の実施が「不十分」と見なされる場合として、どのようなケースを想定されていますでしょうか。

### IV. 先使用权について

65.(11) 工業財産法第 44 条に、先使用权について規定されています。先使用权が認められる範囲、先使用权を主張するために必要な手続きを教えてください。

### V. 職務発明について

66.(12) 現地企業における、職務発明の承継、発明報奨についての運用の実態を教えてください。個々人との雇用契約書に、職務発明の取扱が明記されていない場合であっても、職務発明は使用者帰属と判断される

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のでしょうか。

67.(13)カンボジア王国内で生じた発明を、最初にカンボジアで出願する  
必要は無いという理解でよろしいでしょうか。

## VI. 代理権について

68.(14)工業財産法第116条によると、カンボジア国外の個人及び法人が  
出願を行う場合、カンボジア国内に居住しかつ開業している代理人を通  
じてのみ出願できるとありますが、当該代理人は登録されていますか。  
また、資格の取得方法、研修方法について教えてください。

## VII. 医薬品の特許について

69.(15)医薬品については工業財産法第136条に基づき現在特許保護の  
対象ではありませんが、有効成分の物質特許、製法特許等も医薬品に  
は効力を有さないのでしょうか。また、2016年1月1日からは解除され、  
特許の効力が及ぶことになると理解してよろしいでしょうか。この期間が  
延長される可能性はありますか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## その他

プラスして、事務所で確認できなかったこと、再確認したいことを質問する。